

【宮城県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程】

【複数校合同チーム参加承認の趣旨】

本規程は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、大会出場の機会がなくなる選手がでてくることが予想されることから、その生徒たちに大会参加の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

1. 合同チーム編成条件

- (1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。(それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在すること)
- (2) 当該校では、それぞれ顧問もしくは外部指導者の指導の下、学校管理下で日常的・計画的に活動を行っていること。
- (3) 合同チームは、同一郡市中体連内(出場枠)の当該校であること。(但し、ハンドボールを除く)
- (4) 合同チームは、事前に当該専門部と相談した上で、それぞれの学校長が認め、以下に定める手続きが行われていること。
- (5) 合同チームは、各郡市中体連に承認され、郡市予選で県大会出場資格を得たチーム(登録メンバー)であること。(但し、ハンドボールを除く)

2. 合同チーム承認種目(個人種目のない種目に限る)

- (1) バスケットボール(5)・サッカー(11)・ハンドボール(7)・バレーボール(6)・軟式野球(9)・ソフトボール(9)・以上6種目

3. 合同チーム編成基準

- (1) 部員数が上記試合人数に満たない当該校で、単独チーム編成が困難な2校以上による1チームの合同チーム。
- (2) 上記試合人数に満たない当該校が、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成する準合同チーム。
- (3) 単独校でのチーム編成可能な当該校が、上記試合人数に満たない当該校を吸収による1チームの準合同チーム。

※(2)については平成20年度検討の結果、参加を認めない。

※(1)(2)(3)については、今後様々なケースが出てくると予想される。上記を基準とした上で、実態に即した最善の方法を専門部並びに各関係郡市で話し合い特例措置を認めていく。

4. チーム名

複数校名連記する。

5. 引率・監督

引率・監督は教員・校長とし、両校の監督が引率することを原則とする。

①特殊事情がある場合のみ代理監督を認める可能性を残す。

6. 手続き

手続きを開始するにあたっては、事前に当該校監督を通じ、各種目専門部と連絡を取り合い調整を図ること。

- (1) 合同チーム参加報告の提出先及び期限

①地区大会終了後速やかに様式1-①を県中体連会長、様式1-②を専門部会長宛に各郡市中体連会長名で報告する。

7. 参加申込

手続き終了後、各種目ごと「合同チーム用参加申込書」に当該各校校長印を押印し、代表校校長が申込を行う。

8. 表彰

表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、両校に賞状を授与する。

9. その他

- (1) 合同チーム参加に関わる細則は、当該専門部で必要に応じて定める。
- (2) 合同チームとして参加する当該校は、専門部の定める細則に従わなければならない。

付 記 本規程は、平成15年 4月 1日より施行する

平成24年11月13日 一部改訂